

令和 2 年第 2 回美郷町議会臨時会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 4 月 2 8 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査の報告 (令和 2 年 2 月分・3 月分)
 - 2) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告
- 第 4 町長の招集挨拶
 - 議案上程・審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 5 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
 - 議案上程・審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 8 議案第 3 0 号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 3 1 号 美郷町保健センター設置条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 3 2 号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 3 3 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算第 1 号
- 第 1 2 議案第 3 4 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	大 澤 修 君
教 育 長	福 田 世 喜 君	教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君
教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君	生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、鈴木正洋君、4番、内田清文君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査、令和2年2月分、3月分の結果報告がありました。

2として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和2年第2回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を頂き、お礼申し上げます。

開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、美郷町新型コロナウイルス感染症対策本部の対応状況についてご報告いたします。

町では、4月8日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく美郷町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、公共施設の利用制限を含む各般の取組を実施するとともに、行政協力員会議をはじめとする町主催会議及び行事を中止、あるいは延期してまいりました。

そうした中、4月16日、本県を含む40道府県を対象に5月6日までを期限とする緊急事態宣言が政府より発出され、本県においては4月17日、緊急事態措置が決定されているところです。

これを受けて、町対策本部では総合体育館リリオスほか各体育館、宿泊交流館ワクアスの体育施設、サンスポーツランド千畑温水プールやテニスコート、大台野広場内グラウンドゴルフ場、マレットゴルフ場、雁の里山本公園内パークゴルフ場、あったか山グリーンパーク、雁の里山本公園・仏沢公園内キャンプ場、多目的運動広場、カントリーパーク、図書館、歴史民俗史料館、坂本東嶽邸、佐藤家蔵飛翔館、公民館など各集会施設などの公共施設を4月21日から5月6日まで原則休館とし、新規の利用・予約を受け付けないこととしております。また、道の駅美郷、名水市場湧太郎内の美郷屋については、4月24日まで営業時間を短縮するとともに、4月25日から5月6日までは休業としております。

また、千畑温泉サン・アール、六郷温泉あったか山、湯とびあ雁の里温泉の3施設については、4月20日から24日まで営業時間を午後1時30分から午後8時までに短縮し、大広間、個室、食堂の利用を休止していましたが、近隣の同種施設の休館等の動きにより町内温泉施設への問合せが殺到したことから、密閉、密集、密接の3つの密を回避できない状況となることが危惧されたため、4月25日から5月6日まで休館としております。

また、町内の小中学校については、4月23日より5月6日まで臨時休業としており、放課後児童クラブや認定こども園については開所・開園しておりますが、ご家庭で対応できる場合は利用

を控えていただくようお願いしたところです。町民の皆様におかれましてはご不便をおかけしますが、感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染防止を強化したい妊娠中の方、身体障害者手帳をお持ちの透析など腎疾患の方及び呼吸器疾患の方、重度心身障害児の保護者には町が寄贈を受けた制菌加工の布製マスク2枚、不織布マスク20枚、1シート8枚に裁断して利用するフェイスシート2枚の配布を始めております。対象となる方々については今後も感染防止に努めていただきたいと思います。

また、医療機関においてもマスクが入手困難とのことから、町民に対する医療行為の継続を支援する観点から、町内の12医療機関に対して町が寄贈を受けました不織布マスクを150枚ずつ配布しております。

また、小中学生については国が布製マスクを配布することとなっておりますので、町ではその配布の際、町が寄贈を受けた1シートを8枚に裁断して利用するフェイスシート2枚を併せて配布し、感染予防に役立てていただきたいと思いますと考えております。

また、県の緊急事態措置により、一定業種に休業要請が出されておりますが、現在の品ぞろえ実態では土産物店の範疇に入る道の駅美郷並びに名水市場湧太郎内の美郷屋は、秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象外となることから、施設休業に伴い影響を受けた生産者等に対して、町単独で事業継続応援金を支給することとし、本臨時会に係る予算を計上しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

また、本臨時会に係る予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対策のための国の緊急経済対策による特別定額給付金事業については、対応窓口を総務課に定めるとともに4月24日付で人事異動を発令し、対応職員を増員させております。来週中には、各世帯に申請書を郵送する予定で作業を進めており、できるだけ早期に町民各位に給付金をお届けするよう努めてまいります。

いずれ、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるとともに、5月6日までの国の緊急事態宣言、県の緊急事態措置の延長の有無を踏まえた上で、町内各分野における環境や状況を鑑みた新たな支援策について鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

承認第1号から承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、承認第1号及び承認第2号は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い専決処分した美郷町税条例等及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認

第3号は、譲与税、交付金、特別交付税及び町債等の額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正について専決処分した令和元年度美郷町一般会計補正予算第7号について報告し、承認を求めるものです。

議案第30号 工事請負契約の締結についてですが、美郷町北体育館改修工事について工事請負契約を締結したくお諮りするものです。

議案第31号 美郷町保健センター設置条例の一部改正についてですが、美郷町行政組織の再編に伴い、所要の改正をしたくお諮りするものです。

議案第32号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する事項を定めたくお諮りするものです。

議案第33号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第1号についてですが、新型コロナウイルス感染症対策のための国の緊急経済対策による特別定額給付金事業に係る経費の追加並びに中小企業振興資金保証料補給等補助金の増額、秋田県経営安定化資金利子補給補助金の追加、道の駅美郷・美郷屋休業に伴う事業継続応援金の追加及び備蓄用消耗品費の増額、園芸メガ団地整備事業費補助金の増額に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第34号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてですが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の追加に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 承認第1号についてご説明いたします。

議案2ページ、専決処分書をご覧ください。

専決第3号は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布、一部を除き翌4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により美郷町税条例等の一部を改正することについて専決処分いたしましたので、議

会のご承認をお願いするものです。

はじめに、今回の主な改正内容についてご説明いたします。

町民税関係では、全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消する税制上の措置の見直しがありました。具体には、子を有する寡夫と未婚のひとり親を全て併せた概念としてひとり親を定義し、人的非課税措置の対象に当該ひとり親を追加し、ひとり親に全て包含される男性の寡夫を対象から除き、また所得控除についてもひとり親控除が追加され、男性の寡夫控除が廃止されました。

次に、固定資産税ですが、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、使用者及び所有者とみなす制度が拡大され、また所有者情報の円滑な把握や課税の公平性確保の観点から、現に所有している者に課税に必要な事項を申告させることを制度化しております。

次に、町たばこ税関係ですが、国のたばこ税と同様に1本当たりの重量が1グラム未満の軽量の葉巻たばこの紙巻たばこへの本数換算について、段階的に葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算することとされました。

また全般としまして、新元号制定により年号が整理され、法律改正等による引用条文のずれや文言の整理が行われております。

続きまして、改正条例についてご説明いたします。

改正条文は議案3ページから15ページまででございますが、内容につきましては新旧対照表によってご説明いたしますので、議案資料集1ページをご覧ください。

あらかじめ申し上げますが、新元号制定による年号の整理や地方税法等の改正による引用条文のずれや文言の整理については説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず、第1条による美郷町税条例の一部改正でございますが、第24条第1項第2号は個人の町民税の人的非課税措置の対象にひとり親を追加し、ひとり親に包含される男性の寡夫を除くとするものでございます。

次の第33条の2は、所得控除についても同様にひとり親控除を追加し、男性の寡夫控除を廃止するものでございます。

2ページ中段の第35条の3の2は、第3号を削り、給与所得者が提出する扶養親族等申告書へ記載しなければならない事項から単身児童扶養者に該当する旨の記載を不要とし、これに伴い同法第4条第4号を1号繰り上げ第3号として、見出しの扶養親族等申告書を扶養親族申告書に改めるものでございます。

下段から3ページの第35条の3の3は、この条における公的年金等受給者の定義から単身児童扶養者である者を除き第3号を削り、公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書へ記載しなければならない事項から単身児童扶養者に該当する旨の記載を不要とし、同条第4号を1号繰り上げ第3号とし、見出しの扶養親族等申告書を扶養親族申告書に改めるものでございます。

4ページ中段、第52条第4項は震災等の事由により固定資産の所有者が不明の場合は、使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、その者に課税することができるとする規定ですが、当該登録をしようとするときはあらかじめ当該使用者に通知しなければならないとする事項を追加するものでございます。

次の第52条第5項は、使用者を所有者とみなす制度の拡大が図られ、一定の調査を尽くしても固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録してその者に課税することができるとし、この場合においても当該登録する場合はあらかじめ当該使用者に通知しなければならないとする規定を追加するものでございます。

次の第52条第6項から6ページ上段の同条第8項までは、第5項の追加に伴い1号ずつ繰り下げるものでございます。

下段から7ページ上段の第71条の3は登記簿等に所有者として登記されている個人が死亡した場合、当該土地及び家屋を現に使用している者を現所有者と定義して条例で定めるところにより当該現所有者は氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告しなければならないとする規定を追加するものでございます。

次の第72条は正当な理由なくして第71条の3に規定する申告をしなかった場合は過料を科すとするものでございます。

次の第90条第2項は1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの紙巻たばこへの本数換算について、葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ0.7本に換算するものとするものでございます。

次の第90条第4項は第90条第2項の改正に伴い条文を整理するものでございます。

8ページ上段の第92条第2項は町たばこ税の課税免除の適用を受けるためには、卸売業者等が町長に提出する町たばこ税の申告書に課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の添付が必要でございますが、当該書類の保存を前提として町たばこ税の申告書への添付を不要とすること等、手続の簡略化に関する規定を追加するものでございます。

次の第92条第3項及び第4項は第2項の追加に伴い、1号ずつ繰り下げるものでございます。

次の第94条第1項は第92条第2項の繰り下げに伴う項ずれを整理するものでございます。

9 ページ上段の第123条第6項は第52条第6項の繰り下げに伴う項ずれを整理するものでございます。

次の附則第2条の2及び第3条第1項租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う整理でございます。

11ページ中段の附則第6条は、肉用牛の売却による譲渡所得の課税の特例を、17ページ中段の附則第15条の2第1項及び第2項は、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を、それぞれ3年間延長するものでございます。

そのほかは、新元号制定による年号の整理や地方税法等の改正による引用条文のずれや文言を整理するものでございます。

19ページをご覧ください。

第2条による美郷町税条例の一部改正でございますが、20ページ上段の第20条は第51条第4項が削除されることに伴うものでございます。

次の第23条第3項は同項及び第31条第2項の表第1号中の収益事業を定義するものでございます。

次の第30条第2項から29ページ中段の第51条第6項までは法人税法の改正に伴い規定を整理するものでございます。

29ページ下段の第90条第2項は、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの紙巻たばこへの換算本数について、葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ0.7本に換算するものとされた第1条での改正を、1本当たりの重量1グラム未満の葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこ1本に換算するものとする改正をするものでございます。

30ページ、第2条の2第2項は第51条第4項が削除されたことに伴うものでございます。その他は地方税法等の改正による引用条文のずれや文言を整理するものでございます。

次に、第3条による美郷町税条例等の一部を改正する条例、平成31年美郷町条例第9号の一部改正でございますが、住民税の人的非課税措置の対象に合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加えることとした美郷町税条例第24条第1項第2号の改正規定を削るものでございます。

31ページ、附則第1条第4号は第24条第1項第2号の改正規定の施行期日を規定するものですが、第24条第1項第2号の削除に合わせて削除するものでございます。

次の附則第1条第5号は同条第4号の削除に伴い文言を整理するものでございます。

33ページ中段、附則第4条は第24条第1項第2号の改正規定に伴う経過措置を規定するものですが、第24条第1項第2号の削除に合わせて削除するものでございます。

その他は、新元号制定に伴い、年号を整理するものでございます。

議案10ページにお戻りください。

下段からの附則についてご説明いたします。

まず、附則第1条ではこの条例の施行期日を令和2年4月1日とし、施行期日の異なるものについては第1号から第5号で個別に規定してございます。

附則第1条第1号は第1条による軽量葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法の規定及び附則第6条の規定の施行期日を令和2年10月1日としてございます。

次の附則第1条第2号は、第1条による町民税関係の改正及び租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う文言整理の規定並びに附則第2条の規定並びに附則第3条第2号及び第3号の規定の施行期日を令和3年1月1日から施行するものとするものでございます。

次の附則第1条第3号は第2条による軽量葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法の規定及び附則第7条の規定の施行期日を令和3年10月1日とするものでございます。

次の附則第1条第4号は第2条による法人町民税に関する美郷町税条例の一部を改正する規定及び附則第4条の規定の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。

次の附則第1条第5号は第1条中の附則第15条第1項及び第15条の2第3項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日、具体には令和3年1月1日から施行するものとするものでございます。

次の、附則第2条は第1条の規定による租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う整理規定は、附則第1条第2号の施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金は従前の例による旨を規定するものでございます。

次の、附則第3条第1項は別段の定めがない限り第1条の規定による改正後の美郷町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については従前の例による旨を規定するものでございます。

次の附則第3条第2号は、第1条の規定による改正後の美郷町税条例第24条第1項第2号、第33条の2及び第35条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については従前の例による旨を規定するものでございます。

次の附則第3条第3項は令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る第1条の規定による改正後の美郷町税条例第35条の2第1項の適用についてはただし書により、申告書の提出を必要としない給与所得等以外の所得を有しなかった者から除かれるものに、ひとり親控除を受

けようとする者を追加するための読替規定でございます。

次の附則第3条第4項は給与所得者の扶養親族申告書の提出に関する規定は、令和3年1月1日以後の支払いを受ける給与について提出する申告書について適用とするものでございます。

次の附則第3条第5項は公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出に関する規定は、令和3年1月1日以後に支払いを受ける公的年金等について提出する申告書について適用とするものです。

次の附則第4条第1項は附則第1条第4号の規定による改正後の美郷町税条例の規定中、法人の町民税に関する規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人分町民税について適用とするものです。

次の附則第4条第2項は令和4年4月1日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の町民税については、従前の例による旨を規定するものです。

次の附則第5条第1号は第1条の規定による改正後の美郷町税条例の規定は、別段の定めがあるものを除いて令和2年度以後の年度分の固定資産税に適用とするものでございます。

次の附則第5条第2号は使用者を所有者とみなし固定資産税台帳に登録して課税する場合は、あらかじめ登録することについて通知しなければならないとする規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税に適用とするものでございます。

次の附則第5条第3号は使用者を所有者とみなす制度を拡大する規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用とするものです。

次の附則第5条第4号は現所有者が執行しなかった場合の過料についての規定は、施行日以後に現所有者であることを知った者について適用とするものです。

次の附則第5条第5号は平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第226号）第1条の規定による改正前の地方自治法の附則第15条第2項に規定する施設または設備に対する固定資産税の課税標準の特例は、従前の例によるものであるものでございます。

次の附則第6条及び第7条は町たばこ税に関する経過措置で、附則第6条は令和2年10月1日前に課したまたは課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については従前の例による旨を規定するもので、次の附則第7条は令和3年10月1日前に課したまたは課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、従前の例による旨を規定するものでございます。

次の附則第8条は美郷町税条例等の一部を改正する条例（平成27年度美郷町条例第11号）の一部改正でございますが、改正附則中の年号を新元号制定により整理するものでございます。

14ページの附則第9条は美郷町税条例等の一部を改正する条例（平成29年美郷町条例第2号）の一部改正についてでございますが、改正附則中の年号を新元号制定により整理するものでございます。

次の附則第10条は美郷町税条例等の一部を改正する条例（平成30年美郷町条例第7号）の一部改正でございますが、改正附則中の年号を新元号制定により整理するものでございます。

なお、附則第8条以下の改正につきましては、議案資料集34ページから39ページにかけまして新旧対照表がございますので、後ほど確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第1号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 承認第2号についてご説明いたします。

議案18ページ、専決処分書をご覧ください。

専決第4号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布、一部を除き翌4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分いたし

ましたので、議会のご承認をお願いするものです。

改正条文は、議案19ページでございますが、内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集40ページをご覧ください。

まず、第4条第2項は基礎課税額に係る課税限度額を61万円から2万円引き上げ、63万円とする改正でございます。

次の同条第4項は介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から1万円引き上げ、17万円とする改正でございます。

次の第25条は第4条第2号及び第4号の改正に伴い条文を整理し、同条第2号は均等割額及び平等割額を5割軽減する世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗ずる金額を28万円から5,000円引き上げ、28万5,000円とする改正でございます。

次の同条第3号は同じく2割軽減する世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を51万円から1万円引き上げ、52万円とする改正でございます。

附則第7項及び第8項は租税特別措置法の改正に伴い譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除を追加する改正でございます。

議案19ページにお戻りください。

附則についてご説明いたします。

第1項はこの条例の施行期日を令和2年4月1日としておりますが、附則第7項及び附則第8項の改正規定については、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日、令和2年3月31日の属する年の翌年の1月1日から、具体的には令和3年1月1日から施行する旨を規定しております。

第2項は、改正後の条例の規定は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税に適用する旨を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(高橋 稔君) 承認第3号についてご説明いたします。

23ページ、専決第5号専決処分書をご覧ください。

令和元年度美郷町一般会計補正予算第7号につきまして、令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により本議会に報告し承認をお願いするものでございます。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,190万9,000円を追加する件及び地方債の変更4件でございます。

はじめに、28ページ、第2表 地方債補正をご覧ください。

合併特例債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債につきまして、充当事業の事業費確定により限度額をそれぞれ減額したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

32、33ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から36、37ページの11款交通安全対策特別交付金までは、各譲与税及び交付金についてそれぞれ額の確定により補正したものでございます。この中で、36、37ページの9款2項子ども・子育て支援臨時交付金は幼児教育無償化に伴う地方負担に対する交付金で、新たに科目を追加し計上したものでございます。

38、39ページをお願いいたします。

16款1項2目は各基金の預金利子について、17款1項2目はふるさと納税寄付金及び企業版ふるさと納税寄付金について、そして21款は町債についてそれぞれ額が確定したことにより補正したものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

40、41ページをご覧ください。

2款1項11目地方創生事業費につきましては、企業版ふるさと納税寄付金の増額により、3款2項3目児童福祉施設費につきましては子ども・子育て支援臨時交付金により、8款2項3目道路新設改良費及び9款1項5目消防施設費につきましては各事業実績に伴い、充当する町債の減額によりそれぞれ財源補正したものでございます。

10款1項3目教育助成費から次のページ、5項2目保健体育施設費につきましては各事業実績により充当する美郷子ども育成基金繰入金及び町債の財源補正でございます。

続きまして、13款1項基金費でございますが、ふるさと美郷子ども育成基金はふるさと納税寄付金額確定に伴う追加分を利子と合わせて財政調整基金及び減債基金は利子分を、森林環境保全基金は森林環境譲与税確定に伴う追加分を、それぞれ積み立てるものでございます。

44、45ページ、14款予備費につきましては歳入歳出予算の差額を調整するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第30号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第30号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集43ページに、入札執行の詳細については、44ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

提案理由でございますが、美郷町北体育館改修工事について4月17日に一般競争入札を執行した結果、6,050万円で美郷町土崎字中野際89番地の1、はりま建設株式会社に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は、議会の議決後の着工、完成が令和2年9月25日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第30号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第31号 美郷町保健センター設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第31号 美郷町保健センター設置条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町行政組織の再編に伴い、美郷町保健センター設置条例の所要の規定を改正したく提案するものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、50ページをご覧ください。議案資料集45ページの

新旧対照表も併せてご覧いただければと存じます。

第2条でございますが、行政組織の再編に伴い、職員が保健センターに常駐しないことにより、所長その他必要な職員を置くを改め、置くことができるとするものでございます。

附則でございますが、改正条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第31号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 美郷町保健センター設置条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第32号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第32号 美郷町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾の中で、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことに伴い、美郷町国民健康保険条例の一部を改正したく提案するものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げますので、52、53ページをご覧ください。

附則第5項以降に第6項から第11項まで新たに追加するものでございます。

附則第6項でございますが、国民健康保険被保険者である被用者が療養のため労務に服することができないとき、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限り、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間について傷病手当金を支給することを規定しております。

第7項でございますが、支給額について直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の日数分の3分の2を支給する旨を規定しております。

第8項でございますが、支給期間の限度は最長1年6カ月までとしております。

第9項でございますが、給与収入の全部または一部を受け取ることができる者に対しては、これを受け取る期間は傷病手当を支給しない旨及びその受け取ることができる給与収入の額が規定より算出される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する旨を規定しております。

第10項でございますが、9項において規定する者が給与収入の全部または一部を受け取ることができなかった場合は、傷病手当を支給することとしております。

第11項でございますが、第10項の規定により町が支給した金額は当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する旨を規定しております。

附則第1条施行期日でございますが、本条例の改正は公布の日から施行するものでございます。

附則第2条でございますが、本条例改正の規定は令和2年1月1日から美郷町国民健康保険給付規定で定める令和2年9月30日までを適用期間とする旨を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第32号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 美郷町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

11時5分まで。

(午前10時55分)

(午前11時05分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第33号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第1号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 稜君） 議案第33号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、20億7,121万9,000円を追加する件、債務負担行為の追加1件及び変更3件、地方債の補正1件でございます。

はじめに、59ページ、第2表 債務負担行為補正についてご説明いたします。

1の追加でございますが、秋田県中小企業融資制度における令和2年度貸付け予定分の利子補給について次年度以降の債務負担の期間と限度額を追加するものでございます。

次に2の変更でございますが、美郷町中小企業振興資金融資制度、美郷町小口零細企業振興資金融資制度、美郷町中小企業創業資金融資制度における令和2年度貸付け予定分の利子補給について、それぞれ次年度以降の債務負担の期間を延長し、限度額を増額するものでございます。

続きまして、60ページ、第3表 地方債補正でございますが、園芸メガ団地整備事業費補助金の増額に伴い充当する財源の一部として過疎対策事業債の限度額を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

64、65ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 14款2項1目総務費国庫補助金でございますが、特別定額給付金事業に係る国庫補助金でございますが19億7,008万円でございます。内訳といたしましては給付金分が19億5,000万円、事務費分が2,008万円でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、15款2項4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金の園芸メガ団地整備事業費補助金ですが、県営圃場整備事業畑屋中央地区内の2法人での取組に係るもので、国庫事業と県単事業により令和3年度にわたる事業としておりましたが、国より国庫事業については令和元年度補正予算も含め2カ年で行うこととの指示がありました。国庫事業の令和3年度分パイプハウス32棟分の導入など、事業費ベースでおよそ9,200万円分が前倒しとなりますが、県において県内の事業精査を行った結果、予算が確保される旨連絡があり、町としまして事業者の円滑な事業実施を図る上で早急に予算措置をする必要があるため計上するものがあります。補助率は国が2分の1以内、県が20分の3以内でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 21款町債でございますが、園芸メガ団地整備事業費補助金に充当する財源の一部として過疎対策事業債を増額するものがございます。

歳入の説明は以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費でございますが、特別定額給付金事業に係る経費を計上してございます。1節には会計年度任用職員の報酬等、3節には職員の時間外勤務手当を計上してございます。10節には事務消耗品及び印刷製本に要する経費を、11節には通知等の郵送料と口座振込手数料を計上してございます。

12節には住民基本台帳を基に申請手続等を進めることから、電算システムに係る経費を計上してございます。18節には給付金を1万9,500人分計上してございます。

2款総務費は以上でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 3款1項4目医療給付費でございますが、福祉医療費扶助の中学生分で自己負担のある方について、令和3年度に負担をなくす予定でおりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による保護者への影響等を考慮し、保護者の負担軽減を図りたく前倒しで実施するものがございます。12節委託料でございますが、福祉医療費扶助に係る電算システム設定業務の委託料でございます。19節扶助費でございますが、中学生分の課税世帯及び所得制限超過世帯の8月分から8カ月分の扶助費の見込み分を計上しております。

3款は以上でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、6款1項3目農業振興費です。18節園芸メガ団地整備事業費補助金ですが、歳入でご説明しました令和3年度分の国庫事業の前倒しにより歳入に計上しました5,460万7,000円に町補助10分の1分840万1,000円を加算した6,300万8,000円と、併せて令

和元年度3月補正で予算措置しました国庫事業につきまして町補助10分の1分2,796万8,000円について、その財源に起債を活用することとし、3月補正時に予算計上を保留しておりましたが、財源とするめどが立ったことによりこのたび予算計上するもので、合わせて9,097万6,000円を計上するものでございます。

3目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 6目農業振興施設管理費18節道の駅美郷・美郷屋休業に伴う事業継続応援金についてご説明いたします。

4月21日、秋田県から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月25日から5月6日までの間施設の休業について業種を示し要請がありました。

町が関与する第三セクターあきた美郷づくり株式会社が指定管理者となっている道の駅美郷、湧太郎内の美郷屋が土産物店として休業養成の対象施設となっております。道の駅美郷については農産物の直売コーナー、土産物販売コーナーがありますが、一部商品が混在し販売されているほか、県内外からの来客により混雑していることから、感染予防のため施設全体の休業が相当と判断し、美郷屋についても農産物直売品と土産物が混在し販売されていることから休業と判断したところであります。

当該2施設が、急遽12日間休業し販売先の確保が難しいことなどにより、影響を受ける町内農家や事業者の方々に対し、今後とも事業を継続するため応援金を給付したく補正をお願いするものです。

今般の給付額の積算ですが、平成31年4月25日から5月6日までの事業者ごとの販売額に農産物の平均的な所得率40%を乗じ算出いたしました。道の駅美郷及び美郷屋に出荷し、売上げのあった個人または事業者は104人、昨年の期間中の総売上高は約500万円となっております。

以上で、6款の説明を終わります。

続いて、7款1項2目商工振興費18節中小企業振興資金保証料補給等補助金及び秋田県経営安定資金につきましてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上げが減少した事業者に対する融資制度について利子補給内容及び据置期間を拡充し、町内事業者の健全経営を支援するため、補正をお願いするものでございます。

内容につきまして、議案資料に基づいてご説明いたします。

議案資料集48ページをお願いいたします。

従来から拡充または変更されている箇所についてはアンダーラインを引いております。美郷町

中小企業振興資金融資制度ですが、中ほどにあります貸付利率について従来までは利率1.75%の2分の1、0.875%について2年間利子を補助しておりましたが、補正後は利子全額を3年間補助するものであります。また、1つ飛んで据置期間については従来取扱いがありませんでしたが、2年以内とするものであります。開始日につきましては、本年4月1日に遡及するものでございます。

続いて、下段の美郷町小口零細企業振興資金制度ですが、従来までは利率1.55%の2分の1、0.775%について2年間利子を補助しておりましたが、補正後は利子全額を3年間補助するものでございます。また、据置期間開始日につきましても、さきの説明と同様でございます。

次の49ページでございます。

美郷町中小企業創業資金融資制度ですが、同様に貸付利率が従来までは利率1.55%の2分の1、0.775%について2年間利子を補助しておりましたが、補正後は利子全額を3年間補助するものです。据置期間につきましては従来1年以内であったものを2年以内とするものです。開始日につきましては他の融資制度と同様本年4月1日に遡及するものでございます。

以上、町の融資制度の拡充について、250万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、秋田県経営安定資金危機関連枠では秋田県の経営安定資金を借り受けた場合、貸付利率年1.15%について町が3年間全額利子を補助するものでございます。開始日につきましては町の制度と同様4月1日からいたします。

以上、秋田県の融資制度の拡充について115万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、7款の説明を終わります。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、次の68、69ページをご覧ください。

9款1項4目消防費でございますけれども、10節消耗品費180万円は新型コロナウイルス感染症対策に要する備蓄品などを購入するための費用でございます。購入の主なものは、サージカルマスクN95マスクなどを1万枚、防護服、ガウンを350着、キャップを1,000枚、消毒液50リットルなどです。予防対策及び万が一のために対応するため美郷町医療協議会とも意見交換を行い予算計上しております。

以上です。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 続きまして、10款4項4目社会教育施設費でございますが、南ふれあい館の1階女子トイレにおいて排水管の詰まりが生じており、外部排水ますと排水管の接合部の老朽化による脱落が確認されたことから、その修繕に要する経費をお願いするものでございます。

5項2目保健体育施設費でございますが、美郷町総合体育館リリオスの玄関ホール並びにエレベーター付近の冷房用空調室外機1機に不具合があり、その修繕に要する経費をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番、細井邦男君。

○8番（細井邦男君） 2款の総務費の中といいますか、今国で決定した特別定額給付金の部分ですが、当町では1万9,500人分を計上しておりますけれども、これは本日28日の住民基本台帳に登録されている方という報道がありましたけれども、それで正しいのでしょうか。

また、今新聞、テレビなどでこれが各自治体からいつ給付になるのかということが非常に話題となっておりますが、本町での給付までのスケジュールについて分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、住民基本台帳の登録の時点でございますが、4月27日現在ということでございますので、昨日現在住民基本台帳に登録されている方ということになります。昨日現在の登録者数でございますが、速報値でございますが、1万9,196人となっております。今回の計上しました1万9,500人ということですが、予算編成のタイミングですとか実績が予算計上の内数であることが当然求められると思っておりますし、また切りのよい数値ということでございますので、1万9,500人でまず歳入歳出予算を編成したというところでございます。

また、給付金に係るスケジュールでございますが、先ほどの町長の招集挨拶にもありましたとおり、本事業の趣旨からできるだけ早期に町民の皆様の方に給付金が届くことを念頭に業務を進めているところでございます。現時点の状況でございますが、本事業につきましては住民基本台帳のデータを活用して通知や申請などの手続を進めてまいりますが、そのシステムの構築を現在しているところでございます。この段階で不測の日数を要することになれば、5月連休明けには町内各世帯に申請書を送付する予定としております。その後、速やかに申請をいただければ、5月中旬頃には給付金の送金が始まるものと考えているところでございまして、スピード感を持ちながら、ミスのないように業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） 8番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） 商工費のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、一応4月1日に遡及するということですのでけれども、これは4月1日から新規借入れした方ということですか。それとも前から借入れしている方の利子補給分も含まれているのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月1日以降新規に借入れされた方が該当するということでございます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） 今、テレビ報道なんか見ますと家賃払えないとかなんとか、継続して事業やっている方が結構厳しいという方がありますので、事業計画を立てて去年あるいはおとし借りた方もかなり厳しい方もあると思いますけれども、そのような方に対する救済措置というのはあるのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまの質問にお答えいたします。

美郷町の商工業振興資金、それから小口の資金であります。これは金融機関あるいは信用保証協会と町で話し合いをした上で借換え可能と他の融資の繰上げ返済に流用、充用可能というような話し合いができておりますので、仮に令和元年度以前に借りた資金にも充当可能ということで、現在コロナウイルスの影響を受けていらっしゃる事業者の方にとっても助けになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第33号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第12、議案第34号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(齊藤敦子君) 議案第34号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、36万4,000円を増額するものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきますので、80、81ページをお願いいたします。

4款1項2目1節特別交付金でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の補助金で全額補助でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。82、83ページをお願いいたします。

2款6項1目18節傷病手当金でございますが、国民健康保険被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができない場合に支給するもので、罹患率0.2%を想定して計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第34号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第34号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時26分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和2年4月28日

美郷町議会議長 澁谷 俊 二

署 名 議 員 鈴 木 正 洋

署 名 議 員 内 田 清 文